	2　原則として、「主要原材料」の文字を冠する。 3　原材料は、その種類名を表示する。 4　名称その他表示から主要原材料が十分判断できるものにあっては、主要原材料名の表示を省略することができる。
［略］	［同上］
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰
［削る。］	内容個数（家きん卵を詰めたものに限る。）
［略］	［同上］
［略］	［同上］
［項を削る。］	水のみを原料とする清涼飲料水
	殺菌又は除菌を行っていない旨（容器包装内の二酸化炭素圧力が摂氏二十度で九十八キロパスカル未満であって、殺菌又は除菌（ろ過等により、原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去することをいう。以下同じ。）を行わないものに限る。）
	「殺菌又は除菌を行っていない」等殺菌又は除菌を行っていない旨を示す文言を表示する。
果実飲料	果実飲料
［削る。］	使用方法（希釈して飲用に供する果汁入り飲料に限る。）
［略］	［同上］
希釈時の果汁割合（希釈して飲用に供する果汁入り飲料に限る。）	希釈時の果汁割合（希釈して飲用に供する果汁入り飲料であって、名称に「□倍希釈時」と表示していない場合に限る。）
［□倍希釈時果汁○○％」と表示し、□には希釈倍数を、○○には名称に表示した割合を表示する。	「□倍希釈」、「□倍に薄めてお飲みください」等と表示する。 「□倍希釈時果汁○○％」と表示し、□には使用方法に表示した希釈倍数を、○○には名称に表示した割合を表示する。
［項を削る。］	果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであって、原料用果汁以外のもの
	「冷凍果実飲料」の文字
	「冷凍果実飲料」の文字を表示する。